

令和 7 年（ネ）第 4528 号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 榎本清

被控訴人 東大和市

同代表 和地仁美

控訴理由書

東京高等裁判所第 8 民事部 A1 係 御中

2025 年 10 月 23 日

控訴人 榎本清 印

頭書の事件について、控訴人は次の通り控訴理由を提出する。

1 訴訟の概要

控訴人は 2024 年 8 月 21 日午後 6 時 30 分から開かれた東大和市「令和 6 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審査会」（以下「審査会」とする）にて同市情報公開・個人情報保護審査会条例（甲 3 号証）第 7 条に基づく口頭意見陳述を行ったが、後日同市所管の総務部総務課から示された「令和 6 年第 1 回情報公開・個人情報保護審査会 口頭意見陳述」（甲 4 号証 以下「陳述記録」とする）に控訴人の陳述内容と違う箇所を発見したため、その検証と訂正を求めた。しかし記録の検証については、口頭意見陳述を記録した音声データは既に消去したとの総務課の返答があり、かなわなかった。原告は同年 9 月 30 日、総務課に「第 1 回情報公開・個人情報審査会口頭意見陳述（2024 年 8 月 21 日）記録について」（甲 5 号証 以下「記録について」とする）という文書を提出し、記録の訂正を求めた。しかしながら総務課による記録の訂正は行われず、同課作成の「陳述記録」と控訴人作成の「記録について」の 2 通を併せ、同課が審査会に送付した。

本件音声データは東大和市文章管理規則（以下「同規則」とする）第 2 条 2 号の行政文書にあたるものであり、これを消去したことは同規則に反する行為である。控訴人は、被控訴人の違法な行為によって多大な損害を受けたとして損害賠償請求訴訟を提起した。

2 原審における控訴人の主張

口頭意見陳述の内容を録音した音声データは、同規則第 2 条 2 号に定める「職員が組織的に用いる」電磁的記録であり、「文書等」（同条 4 号）と呼ばれる行政文書に該当する。これを保存期間も定めず、使用后（記録文書化後）ただちに廃棄してしまうことは、地方自治体に適正な文書管理を求める公文書管理法第 34 条違反にあたる。また、同市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」とする）第 8 条 1 項には審査会に提出された意見書・資料の閲覧又は文書の写しの交付を審査請求人が求めることができるとの定めがある。このような規定があるにも関

わらず、被控訴人は「資料文書等」として本件音声データを消去したものであり、このような行為は同審査会条例 8 条 1 項にも反するものである。

本件音声データの消去によって同条例 8 条 1 項の「閲覧又は文書の写しの交付」は不可能となった。被控訴人が「資料文書等」として本件音声データを消去したことは、同規則第 2 条 2 号、及び 4 号に反する行為であり、控訴人に実質的な損害を与える重大な失態である。

被控訴人は「文書事務の手引」（乙 1 号証）を根拠に、本件音声データは同規則第 2 条 8 号の「資料文書等」であり、「事務遂行上必要な期間だけ保存し、不要になった段階で廃棄が可能なもの」（「文書事務の手引」1 頁）であり、事務的使用（記録文書化）後ただちに廃棄しても違法ではないと主張する。しかしながら、この「文書事務の手引」は、同市が職員に文書管理についての「手ほどき」を示しただけのもの、いわば「身内の案内書」のようなものであり、法的根拠とはなり得ない。

もし仮に、本件音声データが同規則第 2 条 8 号に定める「資料文書等」であるとするならば、同規則 2 条 8 号自体が、「民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として行政文書等の適正な管理を図り、もって行政の適正な運営と国民に説明する責務を全うする」（要旨）という公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）第 1 条の目的に反し、同法の趣旨に基づいて地方公共団体が文書管理をするよう定めた同法第 34 条に違反しているということになる。

いずれにせよ、本件音声データが適正に保存されるべき行政文書にあたることは過去の判例（甲 10 号証・甲 11 号証）や国の判断（甲 9 号証）からも証明される。また本件音声データ消去により控訴人が受けた精神的な損害と、審査会条例第 8 条 1 項の「提出資料の閲覧等」が実質的に不可能となってしまったのであり、控訴人の受けた損害は明らかである。

3 原判決の内容

使用目的を終えた公文書は随時破棄して差し支えないものである。「国の保有する公文書の中にも、保存期間を『事務処理上必要な 1 年未満の期間』と定める『短期保有文書』があり、「保存期間を定めずに使用済み後速やかに廃棄することは表現の違いに過ぎない」のであって、同規則第 2 条 8 号に定める「資料文書等」は公文書管理法の趣旨に反しない。

本件音声データは同規則第 2 条 2 号として同条 4 号の「文書等」には該当するが、記録作成後は使用目的を終え同条 8 号の「資料文書等」に該当すると解され、被控訴人がこれを消去しても違法ではない。

控訴人の主張する口頭意見陳述の訂正内容を示した「記録について」は審査会に送付されたことから、同人の意図した目的は達せられたと解され、控訴人に慰謝料を請求するような損害があるとは認められない。

4 控訴の理由

(1) 原判決の矛盾

原判決は、「国の保有する公文書の中にも、保存期間を『事務処理上必要な 1 年未満の期間』と定めるもの（短期保有文書）」があることを理由に、「資料文書等」を定める同規則第 2 条 8 号が適法であるとしている。ところが原判決では、「短期保有文書」なるものを定めた法令名や条文を示してはおらず、「資料文書等」の適法性を証明する根拠とはなり得ない。

仮にそのようなものがあるとしても、「保存期間を 1 年未満」と定めることと、同規則第 2 条 8 号のように「保存期間を定める必要がない」ないことが「表現の違いに過ぎない」とは理解に苦しむ。保存期間がたとえ 1 年未満であろうと、期間を定めて適切に保存することと、保存期間を定めないこととは全く異なる扱いである。

公文書管理法第 5 条 1 項では「行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。」と定めている。本件音声データは「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録【中略】を含む【中略】）」であり、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」（同法第 2 条 4 項 【】内は控訴人）であることは言うまでもない。

また原判決は、本件音声データが記録されるまでは同規則第 2 条 2 号として同条 4 号の「文書等」に該当するが、記録作成後は同条 8 号の「資料文書等」にあたるなどと不可解な解釈をしているが、公文書管理法第 5 条 1 項で公文書とされるものは、保存期間を定め適切に処理しなければならないものであって、処理途上で行政文書でなくなる（「資料文書等」になる）などと言うことがあってはならない。廃棄するか否かは別として、行政文書は法令上、保存期間内の文書であるか、保存期間が過ぎた公文書であるかの違いしかない。

そもそも、このような突飛な解釈が成り立つこと自体が、同規則第 2 条 8 号が公文書管理法に反することを物語っている。

(2) 判例の黙殺

原判決では、本件音声データが行政文書にあたるという根拠として控訴人が提出した 2004 年 11 月 18 日 最高裁判所第一小法廷判決（甲 10 号証）、東京高等裁判所令和 6 年 4 月 24 日判決（甲 11 号証）及び横浜地方裁判所令和 5 年 10 月 4 日判決（甲 12 号証）が全て黙殺されている。なぜこれが証拠とならないかの根拠についても示されてはいない。

最高裁判所第一小法廷の判決は上告人の敗訴となったが、会議録を録音した音声テープは「会議録が作成され決裁等の手続きが終了した後は本件テープは、実施機関で管理しているものである限り、公開の対象であり得よう」（同判決 3 頁 甲 10 号証）としており、音声データが期間を定めて保存すべき行政文書にあたることを示している。

最高裁判決では音声データが保存すべき行政文書であると認めているのであり、被控訴人がそのような行政文書を不当に削除したことは違法であると言わざるを得ない。すなわち、音声データを保存期間さえ定めず、使用後は速やかに廃棄することを定めた同規則第 2 条 8 号「資料文書等」はあってはならない条文である。

また、東京高等裁判所令和 6 年 4 月 24 日判決は控訴棄却となり、控訴人である川崎市教育委員会が上告しなかったため確定判決となったものである。当該原判決は、同市教育委員会による同市教科用図書選定審議会の音声データ開示請求拒否処分を取り消しを命じたものある。同音声データは、開示されるべき公文書であるとする同市情報公開条例第 8 条にあたる（同条例 3 号及び 4 号の不開示情報には該当しない）としている（横浜地裁判決 16 頁及び 19 頁）。この判決も、本件音声データに対して、保存期間を定めず、使用後は速やかに廃棄することを定めた同規則第 2 条 8 号の「資料文書等」という規定をあてはめることが違法であると証拠立てるものである。

原判決においてこれらの判決が全て黙殺されていることは、重大な欠陥と言わねばならない。

（３）現職大臣の発言の無視

控訴人は当時現職であった平井卓也デジタル改革担当相の発言を証拠として提出している（甲 9 号証）。その中で同相は会議の内容を録音した音声データが公文書であることを公式に認めている。これは国による決定と同様であり、地方自治体の法解釈にも波及する。これをないがしろにすることは許されない。

同相の発言は、本件音声データに対し、保存期間も定めず、使用後はただちに廃棄することを定めた同規則第 2 条 8 号の「資料文書等」という規定をあてはめることが違法であることを示すものであり、無視されてもよいものではない。

またこのことは同時に、音声データ等を「資料文書等」と定めると同規則第 2 条 8 号の規定が、公文書管理法などの規定に反するものであり、早急に廃止されねばならないことを示している。

（４）控訴人の損害

ア、審査会条例から見た音声データ

原判決は、控訴人の主張する訂正内容を記した「記録について」が審査会に送付されたことから、「原告が本件意見陳述で意図した目的は達せられた」（3 頁）として、控訴人の受けた損害はないと判じているが、これは審査会条例第 7 条に定める審査請求人の意見陳述の権利をあまりにも軽く見た暴論である。

審査請求における意見陳述は形式的な「しきたり」ではない。被控訴人である東大和市長が委嘱した 5 名（当日は 1 名欠席）の審査会委員に対し、直接審査請求人が口頭で陳述し、審査会

委員とのやり取りを通して意見表明する場である。8月21日当日は、審査会委員から特段の質問等はなかったが、同意見陳述はそのような場面をも想定して行われるものである。その意見陳述の文書記録は（内容的に誤りはあったが）作成された。しかしこれを担保すべき本件音声データが違法にも消去されてしまった。

これに対し原判決は、前述のごとき理由から控訴人に損害が無かったと判じている。しかしこれは審査請求における意見陳述の現実を見ない机上の空論に過ぎない。これを裁判に例えれば、法廷での記録が失われても、訴状・答弁書・準備書面など提出文書さえあれば当事者にはなんの不利益もないと言っているようなものである。

審査会条例第6条1項には「審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁【中略】に対し、審査請求のあった処分に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）【中略】の提示を求めることができる。」（【】内は控訴人）とある。「情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書」とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録【中略】当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」（【】内は控訴人）である。

仮に審査会から本件音声データの提出が求められれば、（結果的には本件音声データの提出は求められなかったものの）諮問庁である被控訴人はこれを提出する義務があるが、それが果たせないことになる。しかるに、被控訴人はそのようなことを想定せず、これを「資料文書等」として文書記録作成後ただちに消去してしまったのであり、その法的責任は重い。

翻って言えば、審査会から音声データの提出が求められる可能性があること自体が、本件音声データが行政文書であることを示しているのである。

イ、控訴人の損害

審査会における控訴人の意見陳述の内容が正しく記録されていれば、その記録が審査会に提出されるはずであったが、違法な本件音声データの消去があり、審査委員会条例第8条1項に定める「資料の閲覧又は交付」が不可能となった。同時に記述の誤りを確認することもできなくなった。

本来であれば、審査会に提出される資料は被控訴人の作成した記録のみであるべきところ、これに併せて控訴人の主張を記した「記録について」の2種類の書面の提出となった。この事実から、どうして「控訴人が受けた損害はない」と言い切れるのか。

Aという事実と、非Aという事実が並び供されることと、Aという事実のみが提供されることの及ぼす効果はおのずと異なる。審査会委員には被控訴人の作成した意見陳述の「記録」と、控訴人が作成した「記録について」の2種類が提出された。これが単独で提出されたときの審査会委員に与える影響は明らかに異なる。

しかも控訴人は、資料を取りそろえて臨んだ8月21日の口頭意見陳述の（本件音声データを含む）資料を、審査委員会条例第8条1項に従って要求し、その内容の確認を求めることが

（に定める「資料の閲覧又は交付」を求めること）が不可能となったその実質的な損害もある。原判決ではこのことについても全く触れられてはおらず、著しく不当である。

5 その他

被告準備書面（１）の「原告からは『言い間違えたのかな。』と発言があった。」（３ 頁 ９～１０ 行）との記載が、控訴人が審査会の口頭陳述で誤った発言をしたかのような予断を与えるものであり、確定的な証拠がない限り審理の場にはなじまないとの判断から、控訴人は発言当事者を氏名不詳のまま証人申請した。本来であれば被告準備書面（１）のような表現は、判事から適正な表現に改めるよう指示があるべきところ、そのような対応はとられなかったためである。

ところが原審の判事は、自身でこれを判断することなく、被控訴人にその必要性を問うた。当然のことながら被控訴人はその必要性はないと答え、判事もこれに従い控訴人の申請した証人尋問を退けた。このような法廷運営は、公平、中立であるべき裁判官の資質を疑わせるものであり、絶対に認めることはできない。

また、結審の日に原審の判事が述べた次のような発言も問題である。「（判決日には）おいでいただかなくても結構です」、これを聞いて控訴人は言葉を失った。法廷の場でこのような発言をすることは、裁判の公開を定めた憲法 82 条 1 項「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」にも抵触し、とても看過することはできない。

上記発言は判事としての適性を疑わせるもののひとつであり、このような判事のもとでの判決は到底受け入れ難い。

以上のような理由から、地裁判決は取り消されるべきであると控訴人は主張する。

以上